

議案第12号

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出
(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
目次 第1章～第5章 略	目次 第1章～第5章 略 <u>第6章 雜則（第47条）</u>
附則	附則 <u>第6章 雜則</u> <u>（電磁的記録）</u>
	<u>第47条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>

附 則

この条例は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第19号）について所要の改正を行いたいので、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

児童福祉法（抜粋）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 略

② 市町村が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 家庭的保育事業等に従事する者及びその員数

(2) 家庭的保育事業等の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 略

参考資料

城陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

家庭的保育事業者等及びその職員が行う書面の記録、作成等を、書面に代えて電磁的記録により行うことができるものとする（第47条関係）。

2 施行期日

令和4年（2022年）4月1日